

令和3年度第4回選挙管理委員会議事録

日 時 令和3年10月18日(月)午前9時から  
 場 所 日進市役所4階第3会議室  
 出席者 星野委員長、三浦委員、上田委員、大竹委員  
 事務局 石川書記長、牧書記、渡辺書記、秋山書記  
 傍聴の可否 可  
 傍聴の有無 無  
 議 題

- 1 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査選挙人名簿選挙時登録等について
- 2 在外選挙人名簿登録等について
- 3 期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について
- 4 期日前投票所の指定について
- 5 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
- 6 投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について
- 7 開票管理者及び職務代理者の選任について
- 8 衆議院議員総選挙小選挙区のポスター掲示場の決定について
- 9 最高裁判所裁判官国民審査の氏名等掲示場所の決定について
- 10 衆議院議員小選挙区選出の投票所内氏名掲示の掲示順序を定めるくじの日時及び場所の決定について
- 11 選挙期日における投票所及び開票所の指定について
- 12 開票立会人選任のくじの日時及び場所の決定について
- 13 その他

発言者	発言内容
事務局	ただ今から令和3年度第4回選挙管理委員会を開催します。開催にあたり、星野委員長からあいさつをお願いします。
委員長	(あいさつ)
事務局	それでは、委員長に議事の進行をお願いします。
委員長	議題1の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査選挙人名簿選挙時登録等について、事務局から説明をお願いします。
事務局	それでは、資料1により説明いたします。 令和3年10月31日執行衆議院議員総選挙における選挙時登録についての登録要件は、登録基準日が令和3年10月18日、ただし年齢については選挙期日である令和3年10月31日が被登録資格の決定基準日となります。登録日は令和3年10月18日であります。

また、年齢要件は、令和3年10月31日現在で満18年以上の方、生年月日で言いますと平成15年11月1日以前に出生された方となります。

住所要件として令和3年7月18日以前に日進市へ転入の届出がなされ、令和3年10月18日まで引き続き3ヶ月以上日進市の住民基本台帳に登録を有する方です。

また、令和3年6月17日以前の転出者については、登録日現在で抹消されることとなっております。

ただ今の要件で調製しました選挙人名簿総数は男性36,380人、女性37,257人、合計73,637人となります。前回9月の定時登録時より合計で123人増加しました。

資料2の①には投票区別選挙人名簿登録者数一覧表としまして、各投票区別及び男女別の有権者数を示しました。

次に、各種直接請求署名数について説明をいたします。ただ今の選挙人名簿登録者総数から、各種の直接請求に必要な署名数が算定されることとなります。日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,473人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1の24,546人となります。また、市町村の合併関連の請求は選挙人名簿登録者総数の6分の1にあたる12,273人となります。

なお、他の市町村へ転出後4ヶ月を経過することによって選挙人名簿から抹消されることとなりますが、公示日の翌日から選挙期日までの間に4ヶ月を経過する者にあつては、その間毎日選挙管理委員会を開催し議決を行わなければならないこととなりますが、選挙時登録から選挙期日の前日までの間に開催される選挙管理委員会において、当該選挙管理委員会開催時点において未だ4ヶ月を経過するに至っていない者についても「4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消する」旨の議決を得れば毎日の議決は必要ないとされておりますので、本日、この件につきましてもご審議いただきたいと思ひます。

それでは、選挙人名簿を確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

各委員

(名簿確認)

委員長

ただ今事務局より説明のありました選挙人名簿総数は、男性36,380人、女性37,257人、合計73,637人、日進市条例の制定改廃等に必要な署名数は、登録者数の50分の1にあたる1,473人、議会の解散、市長のリコール等に必要な署名数は、登録者数の3分の1にあたる24,546人、市町村の合併関連の請求は、登録者数の6分の1にあたる12,273人です。以上決定してよろしいですか。あわせて、公示日の翌日から選挙期日までの間に転出後4ヶ月を経過する者については、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとしてよろしいですか。

各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題1の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査選挙人名簿選挙時登録等については、事務局案のとおり決定し、転出後4ヶ月を経過するに至っていない者については、4ヶ月を経過する時点で選挙人名簿から抹消することとします。</p> <p>続いて、議題2の在外選挙人名簿登録等について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議題2の在外選挙人名簿登録について説明します。資料1ページをご覧ください。在外選挙人名簿の登録資格は、満年齢18歳以上の日本国民で、引き続き3ヶ月以上その方の住所を管轄する領事官の管轄区域内に住所を有する方であります。委員長の専決処分で9月の定時登録以後、資料2-②のとおり5名登録しました。これにより、選挙人名簿登録と同様に基準日10月18日現在の登録者総数は、男性36人、女性32人の合計68人となります。前回9月定時登録の男性34人、女性29人、合計63人から男性2人、女性3人の増加です。</p> <p>また、資料2-③に地域別在外選挙人名簿登録者一覧表としまして、ただいまの68人について、地域別の登録状況が示してあります。</p> <p>それでは、在外選挙人名簿について各委員に確認していただき、ご異議がなければ登録者数の確定をさせていただきたいと思っております。</p>
各委員	名簿確認
委員長	<p>ただ今事務局より説明のありました、在外選挙人名簿登録者総数は、男性36人、女性32人の合計68人です。以上のとおり確定してよろしいですか。</p>
各委員	異議なし
委員長	<p>それでは、議題2の在外選挙人名簿登録等については、事務局案のとおり確定します。</p> <p>続きまして、議題3以降については一括で事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題3の期日前投票の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任について、一部重複しますが資料3と4を参照願います。投票管理者は市の管理職員で、その職務代理者については石川書記長及び牧書記とします。</p> <p>また、立会人については資料4の右側にありますが、立会人事務の経験者及び若年層期日前投票立会人の登録制度に申込をいただいた方々の14名で輪番制とします。期間は10月20日から10月30日まで、1日2交替制で午</p>

<p>委員長</p> <p>各委員</p>	<p>後2時30分に交代します。</p> <p>議題4の期日前投票所の指定については、資料9の①のとおり市役所4階第1会議室とします。</p> <p>議題5の在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定についても、資料9の②のとおり同じく市役所4階第1会議室とします。</p> <p>議題6の投票管理者、同職務代理者及び立会人の選任については、これも一部重複しますが資料5と6を参照願います。投票区は20ヶ所、投票管理者は市の管理職員、その職務代理者は各区の区長または役員とし、また、投票立会人については、資料6の右側にありますが、各区長から推薦をしていただいた方としております。</p> <p>議題7の開票管理者及び同職務代理者の選任については、資料9の③のとおり、開票管理者を星野委員長に、同職務代理者を三浦委員にお願いしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>議題8の衆議院総議員選挙のポスター掲示場の決定について、資料7の①のポスター掲示場設置場所一覧表をご覧ください。今回は2区画×4列の8区画のものと決定されておりまして、設置場所は、142ヶ所です。</p> <p>議題9の最高裁判所裁判官国民審査の氏名掲示場の決定については、各投票区1ヶ所掲示することとされており、資料7の①のポスター掲示場設置場所一覧表にありますとおり、ポスター掲示場に併設する形で市内20ヶ所に設置することとします。なお、資料7の②が国民審査の氏名掲示場の一覧となります。</p> <p>議題10の衆議院小選挙区候補者の投票所内の氏名等の掲示順序決定のくじの日時及び場所については、資料9の④のとおり、日時は明日10月19日午後6時から、場所は市役所4階第3会議室で行います。委員の皆さんには定刻までにご参集願います。</p> <p>議題11は投票所及び開票所の指定についてであります。選挙期日における投票所については資料8の投票所一覧表にお示したように20ヶ所、また、開票所についても資料9の⑤のとおり日進市スポーツセンター2階の第2競技場とします。</p> <p>最後に、議題12の開票立会人選任のくじの日時及び場所については、資料9-⑥のとおり、日時は10月28日午後6時から、場所は市役所4階第3会議室とします。</p> <p>これは開票立会人の数が3人以上10人までとされておりますので、10人を超えない場合には、10月28日の選挙管理委員会は開催する必要がなくなりますので事前にご連絡をさせていただきます。以上です。</p> <p>以上の説明について、何かご意見ご質問はありますか。</p> <p>なし</p> <p>それでは、議題3から議題12までについて、事務局案のとおり決定して</p>
-----------------------	---

委員長	よろしいですか。
各委員	異議なし
委員長	それでは、議案3から議題12までについては事務局案のとおり決定いたします。
事務局	次に議題13その他について事務局はありますか。  1点ございます。投票日当日のスケジュールにつきましては、資料10のとおりです。 (資料に沿って説明)
委員長	ただいまの事務局の説明について、何かご意見ご質問はありますか。
各委員	(質問及び意見)
委員長	他に質問、意見はありませんか。 ないようですので、それでは、第4回選挙管理委員会を終了します。
	午前9時20分閉会